

行政の窓

道産材産地表示制度がスタートします！

近年、安全や安心、健康や環境などに対する関心が高まっている中、森林整備や豊かな環境づくりへの期待も高まっていますが、その推進には、人と環境にやさしく、再生産可能な資源である木材を有効に活用する必要があります。

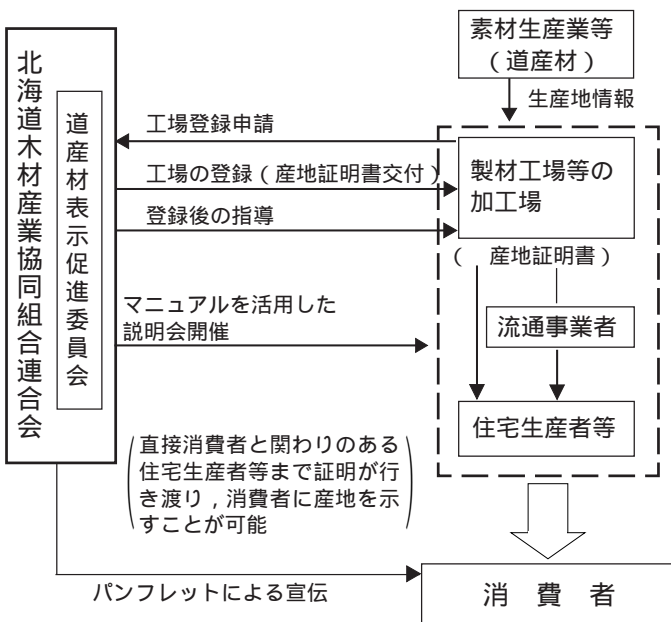
特に、地域で産出される木材を地域で活用することは、輸送距離の削減に伴う二酸化炭素排出量の低減や域内消費の増大による地域産業の活性化など、環境面、経済面で大きなメリットがあります。

こうしたことから、道産材の産地表示を進めることによって消費者の方々に北海道の木を選択してもらえる機会を提供し、木材利用を通じた森林づくりを進めることを目的として、「道産材表示システム確立事業」を実施することとしました。

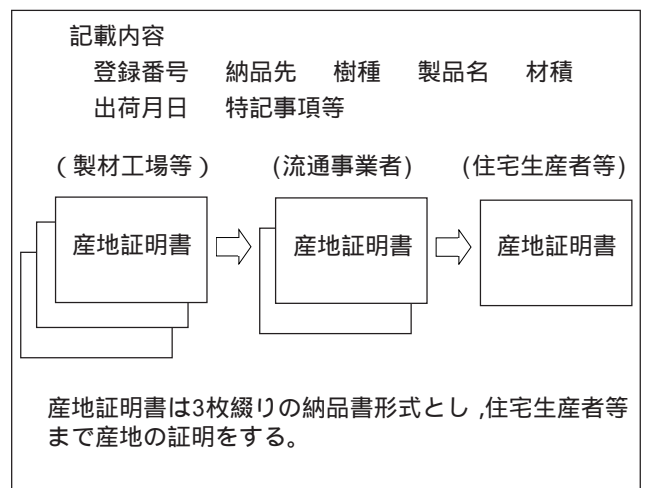
この度、事業を実施する北海道木材産業協同組合連合会（道木連）に設置された道産材表示促進委員会において「道産材産地証明制度実施要領」等が決定され、産地表示制度がスタートしますので、その概要を紹介します。

< 制度の概要 >

製材工場等が、産地表示実施工場として登録申請
道木連が現地調査を実施し、委員会の審議を経た上で
工場を登録
登録工場において産地表示材を出荷
道木連が登録工場の指導を実施



< 産地証明書 >



< 産地表示対象工場 >

製材工場、プレカット工場、集成材工場、合板工場、
単板工場、カラマツ山棒チップ工場などの道産材を
扱う道内の加工場

< 今後の予定 >

9月から制度に関する説明会を開催し、登録申請の受付を開始する予定です。

< お問合せ先 >

水産林務部木材振興課木材産業グループ（電話 011 - 231 - 4111 内線 28 - 474）

北海道木材産業協同組合連合会（電話 011 - 251 - 0683）

（水産林務部木材振興課木材産業グループ）